

【諮問（個人）第213号、第214号】

7 川情個第8号  
令和7年6月11日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 板垣勝彦

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和6年4月16日付け6川総コ第13号及び14号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部  
行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する拒否処分は、妥当である。

## 2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 未成年者である審査請求人（以下「審査請求人」という。）及びその法定代理人（以下「本件法定代理人」という。）（以下、両者をまとめて「審査請求人（本件法定代理人）」ということがある。）は、令和5年1月11日付けで、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号（令和4年川崎市条例第76号による廃止前のもの））（以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、審査請求人の市町村における相談や対応記録（住民基本台帳事務における支援措置申出書等）について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る情報として、未成年者である審査請求人の「住民基本台帳事務における支援措置申出書」（以下「支援措置申出書」という。）と特定し、条例第20条に該当することを理由として、令和5年1月25日付けで、保有個人情報開示請求拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人（本件法定代理人）は、令和5年2月1日付け審査請求書で、本件処分の取消しを求め、審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第213号事件。以下「本件審査請求」という。）。
- (4) 本件審査請求は、条例第33条第1項の規定に基づいて行われたものである。  
当審査会は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則第2項の規定による廃止前の条例に基づき、審査を行うものである。

## 3 審査請求人（本件法定代理人）の主張要旨

令和5年2月1日付け審査請求書、令和5年4月25日付け反論書、令和5年7月26日付け再反論書、令和5年10月10日付け再々反論書、令和6年2月21日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和7年3月17日実施の当審査会による口頭意見陳述によれば、審査請求人（本件法定代理人）の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件法定代理人の配偶者は、居住先から〇〇（審査請求人）と〇〇を別の居住先に連れ去った。連れ去り前は本件法定代理人の配偶者や子に対して特段の生活上の問題は生じていなかった。

実施機関は、処分理由を「川崎市個人情報保護条例第20条の規定」として審査請求人（本件法定代理人）に伝えたが、どのような根拠をもとに詳細な判断がされたかということが不明瞭である。

支援措置申出書の存在有無について開示することができないとなれば、DV支援措置法に関わる対応状況が分からず、常に行政の情報の開示に関する手続をし

なければ、事由を推定することは困難であることや、対応期間が明確ではない限り何度も同様な行政手続をしなければならぬため、申請者だけでなく行政対応についても負担がかかるといった不利益が生ずる。

これまでの監護状況に特段の問題があったという事実は根拠として認識できない。元の監護継続を維持すべきところ、子の連れ去りという違法行為に行政がアシストする形となり、今後において類似の事例があったとしても社会的にも悪影響が出ることを懸念する。

(2) 条例第20条によって開示請求に関わる存否すらも伝えないことによって、支援措置の必要性があるかどうかの弁明ができる機会を失うことから、真に措置が客観的に必要かどうかという判断をする機能があるとはいえない。

(3) 本件請求の存否の理由が述べられていないこと、理由が明確ではないため、当該不利益処分に理由を示さなければならない（行政手続法第14条第1項）とされることに対して、行政庁の判断の慎重性と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える機会を失う。「最高裁平成21年（行ヒ）第91号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁」によれば、理由の提示が不十分である場合、当該処分は、たとえ結論に影響がないとしても、違法なものとして取消しの対象となると思慮するが、釈明を求める。

本件法定代理人は審査請求人の親権者○であり、かつ住民票及び戸籍謄本、全部証明書並びに附票が取得できる立場であり、保有個人情報を開示することによって子に対して利益を害するものとはいえない。

(4) 実施機関は、条例第20条の規定により当該保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができるとし、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の事例を挙げているが、そもそもDVが実際にあったかという事実や根拠が示されていない。

支援措置の有無がわからないことにより、虚偽であるかどうか反論の余地がないため、様々な権利を失うことは明白である。存否応答拒否は、DVといった事実がない場合は行うべきではない。

#### 4 実施機関の主張要旨

令和5年3月22日付け弁明書、令和5年6月29日付け再弁明書、令和5年8月31日付け再々弁明書、令和6年2月21日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和7年1月20日実施の実施機関処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 本件処分に係る業務について

住民基本台帳事務処理要領について（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号・保発第39号・庁保発第22号・42食糧業第2668号（需給）・自治振第150号法務省民事局長・厚生省保険局長・社会保険庁年金保険部長・食糧庁長官・自治省行政局長から各都道府県知事宛て通知。以下「住民基本台帳事務処理要領」という。）によると、市町村長は、ドメスティック・バイオレン

ス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、措置を講ずるものとされている。

(2) 本件処分に係る文書について

住民基本台帳事務における支援措置の申出を受け付ける時には、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」という様式を用いている。当該様式の主な記載項目は、「申出者の氏名、生年月日、住所、連絡先」、「加害者の氏名、生年月日、住所等」、支援措置を求めるものとして、「前住所や本籍と筆頭者等」、「併せて支援を求める同一世帯等の者の氏名、生年月日、申出者との関係」、「相談機関等の意見」等である。

(3) 本件処分の根拠等について

条例第20条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

保有個人情報の開示請求を拒否するときは、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で拒否することを原則としつつも、条例第20条は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えることで、不開示情報として守られるべき利益が害されてしまう場合に適用されるものである。また、存否応答拒否をすべき個人情報については、実際に当該情報が存在しても、存在しなくても、常に拒否をすることが必要となるものである。

上記を踏まえ本件請求についてみると、本件請求は未成年者である審査請求人らの法定代理人として本件法定代理人が保有個人情報の開示請求を行っているものであるが、実施機関は次の理由により当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したものである。

ア 条例第17条第2号該当性について

仮に、実施機関が本件請求の申出書を保有しており、その内容を開示した場合、上記(2)に記載したような情報が明らかとなる。支援措置はドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれに準ずる行為の加害者から被害者の保護を図る制度であるところ、未成年者である本人らが申出を行っているとするれば加害者欄に親権者の氏名が記載されていることは考えられるところである。

例えば、加害者欄に本件法定代理人が記載されていない場合には存否を明らかにし、加害者欄に本件法定代理人が記載されている場合には存否を明らかにしないという応答をすれば、結果的に加害者欄に誰の氏名が記載されているかが推測され得ることになる。

よって、本人らからすれば本件法定代理人を含めた親権者に支援措置申出書の存否を含めた内容が知られること自体が未成年者の利益に反するものと認

められる。

イ 条例第17条第6号該当性について

支援措置の趣旨は上記（1）で述べるところ、本件請求にかかわらず支援措置申出書の保有個人情報の開示請求に対して、その存否を明らかにすれば、申出者が支援措置申出書を川崎市に提出しているということや、申出者の住所が川崎市内にあることが推測され得る。

また、実施機関が支援措置申出書の提出を受けていない場合に、当該文書は不存在であると明らかにすれば、申出者が支援措置申出書を川崎市に提出していないということが推測されることが明らかである。

よって、支援措置申出書の存否を明らかにすること自体が、既に支援措置を受けている者や支援措置について相談をしようとする者からの支援措置の制度への信頼を損ね、支援措置の申出自体を回避又は躊躇することが考えられ、結果として実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 条例第17条第7号該当性について

支援措置の趣旨は上記（1）で述べるところ、さらなる被害が発生することを防止する趣旨を含むことは明らかであって、申出者からも支援措置申出書の存否自体を明らかにしないことが実施機関に期待されるものである。

よって、支援措置申出書はその存否を含め開示することにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報である。

以上の観点から、実施機関は条例第20条の規定により存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したものである。

（4）本件法定代理人の主張について

本件処分は、条例第20条の規定により存否を明らかにしないで本件請求を拒否したものであり、住民基本台帳事務処理要領に基づく支援措置についての運用や制度自体への不服は本件請求によって争い得るものではない。

条例第20条は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えることで、不開示情報として守られるべき利益が害されてしまう場合に適用されるものである。また、存否応答拒否をすべき保有個人情報については、実際に当該情報が存在しても、存在しなくても、常に拒否することが必要となるものである。したがって、同条を適用したからと言って直ちに支援措置申出書の提出を前提としているものとはいえない。

条例第20条の該当性においては、「加害行為に値するかどうか」は要件ではない。

5 審査会の判断

（1）本件審査請求においては、住民基本台帳事務における支援措置申出書の存否応答拒否の当否が問題となっている。

（2）住民基本台帳事務における支援措置申出書とは、住民基本台帳事務処理要領によれば、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれ

らに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して、当該行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、市町村長が支援措置を講ずるために必要な書類である。

支援措置申出書に記載される個人情報、「申出者の氏名、生年月日、住所、連絡先」、「加害者の氏名、生年月日、住所等」、支援措置を求める対象情報として「前住所や本籍と筆頭者等」、「併せて支援を求める同一世帯等の者の氏名、生年月日、申出者との関係」、「相談機関等の意見」等とされている。

- (3) 条例第20条によれば、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」とされている。

本件請求において、仮に支援措置申出書の存否を明らかにした場合、以下の点で問題が生ずると考えられる。

ア 前記のとおり、支援措置及び支援措置申出書は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の加害者から被害者を守ることを目的とするものであるが、例えば、加害者欄に本件法定代理人が記載されている場合に存否応答拒否処分を行い、加害者欄に本件法定代理人が記載されていない場合に存否を明らかにする対応をとった場合、結果として、加害者欄に誰が記載されているか、本件法定代理人において推測可能となるおそれが生ずる。

したがって、本件法定代理人を含めた親権者に支援措置申出書の存否を含めた内容を知られること自体が、審査請求人との関係において、条例第17条第2号にいう未成年者の利益に反するものと考えられる。

イ 本件請求に対して、支援措置申出書の存否を明らかにすることで、審査請求人が支援措置申出書を川崎市に提出しているか否か及び審査請求人の住所が川崎市に存するか否かが、本件法定代理人において推測可能となる。

したがって、支援措置申出書の存否を明らかにすること自体が、既に支援措置を受けている者や支援措置について相談をしようとする者からの信頼を損ね、以降の支援措置の申出が回避されたり申出を躊躇されたりする事態につながるおそれがあるため、条例第17条第6号にいう実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。

くわえて、支援措置申出書の存否を明らかにすること自体が、本件法定代理人において審査請求人の大まかな住居地の推測につながるため、支援措置及び支援措置申出書の目的に鑑みて、条例第17条第7号にいう人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。

- (4) 本件請求は、本件法定代理人が未成年者である審査請求人に代わって行ったものであるため、審査請求人による自己情報開示請求と外形は変わらないものの、法定代理人の開示請求があくまでも審査請求人本人の権利利益の保護のために設けられている制度であることからすれば、利益相反防止の観点からみても実施機関川崎市長が行った本件処分は妥当である。

なお、審査請求人（本件法定代理人）によるその余の主張は、支援措置の内容及びその運用に対する不服であって、本件処分の当否に直接関係するものではない。

以上の次第で、前記 1 の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 板 垣 勝 彦

委員 田 所 美 佳

委員 本 間 春 代

委員 吉 岡 郁 美